

《都道府県からの問い合わせへの回答》

(問1) 介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護、認知症通所介護、介護予防認知症通所介護、介護予防通リハの基本情報について

大項目4の「介護（介護予防）サービスの内容に関する事項」の介護（介護予防）サービスの利用者への提供実績について、上記6つのサービスでは、「件数」を求めている。各項目の記入欄が、上下2段に分けてありますが、下の段には「件」と単位が右端に記入されている。

上の段には何を記載するのか？

(答)

上段には年月を記載していただきたい。

(問2) 介護予防訪問介護について

項目3で、「訪問介護員等1人当たりのサービス提供時間」とあるが、件数では？

また、項目4で、「介護サービスを提供する地域」、報告計画の基準日とあるが、これは「介護予防サービスを提供する地域」と、記入年月日の前月ではないか？

(答)

- 1 この項目については、訪問介護では「訪問介護員等1人当たりの1か月のサービス提供時間」となっており、この「1か月」を省略しているものである。については、今後の運用の際には、1か月のサービス提供時間として取り扱っていただきたい。
- 2 「介護サービスを提供する地域」については、ご指摘のように、「介護予防サービスを提供する地域」として取り扱っていただきたい。
- 3 ここでいう「報告計画の基準日」は記入年月日のことであり、直近の加算算定件数であれば事業所の記入負担が少ないこと等のため、モデル調査結果等も踏まえて決定したものである。なお、公表項目の記入時点等については、様々な御意見をいただいております、今後とも、事業者の方々の御意見や有識者の御意見等を総合的に勘案し、引き続き検討してまいります。

(問3) 福祉用具貸与、販売グループについて
販売の項目4で、「福祉用具貸与の種目
~」とあるが、これは「福祉用具販売の種
目~」ではないか？

(答)

御指摘の項目については、「福祉用具販売の種目」と読み替えていただきたい。その他ご指摘の面も含めて、来年度の改正の際に、より分かりやすい調査票となるよう検討をしてみたい。

(問4) 特定施設入居者生活介護について
項目4の「居室の状況」の一般居室個室、
介護居室個室の欄で、人数の枠は斜線では
ないか？

(答)

この欄については居室の定員を記載していただきたい。

(問5) 特定施設入居者生活介護について
項目4の介護予防及び介護度進行予防に
関する方針
項目タイトルは『介護予防及び～』とあ
るが、記載要領の指示では『介護予防や介護
度進行予防～』とある。タイトルどおり両方
の内容についての記入が必須か、記載要領の
指示のようにどちらかの内容のみでもよいか
？

(答)

- 1 施行通知 6-イ-b-④を準用し、ここでは及びとあることから、両方の内容についての記入が望ましいと考える。
- 2 なお、介護予防と介護度進行予防の片方しか事例がない場合も考えられることから、この場合には、例えば「～については方針無し」と記入をしていただきたい。

(問6) 介護予防特定入居者生活介護について
項目4の要介護時における居室の住み替えに関する事項
特定入居者生活介護の調査票同様、「介護予防特定入居者生活介護」の調査票においても『要介護時における～』でよいのか？『要支援時における～』ではないか？

(答)

ここでの「要介護時」という表現については、「介護が必要になった際」という意味合いであり、「要介護度」の意ではない。